

光信寺の湯ゆっくら 宿泊約款

2018年4月1日改定

(本約款の適用)

第1条

- 1 当施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2 当施設は、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応ずることができます。

(宿泊契約の申込)

第2条

当施設に宿泊契約の申込みをしようとする方は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者の氏名、性別、国籍及び職業
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金（原則として別表1の基本宿泊料による）
 - (4) a. 申込み者及びその連絡先
b. 宿泊料金の支払い者及びその連絡先
 - (5) その他当施設が必要と認める事項
- 2 宿泊客が、前項第2号の宿泊日を超えて、宿泊の継続を申し出た場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込があったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条

- 1 宿泊契約は、当施設が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2 当施設は、宿泊契約が成立した場合には、期限を定めて、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の宿泊料金を限度とする申込金の支払を求めることがあります。
- 3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第11条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4 第2項の申込金を同項の規定により当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当施設がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条

- 1 前条第2項の規定にかかわらず、当施設は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2 宿泊契約の申し込みを承諾するにあたり、当施設が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条

- 1 当施設は、次の場合には、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないものであるとき。
 - (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をす
るおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が、伝染病患者であると明らかに認められるとき。
 - (5) 宿泊に関し、合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 宿泊しようとする方が、泥酔などで他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす恐れがあると認められたとき。あ
るいは宿泊客が他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (8) 宿泊しようとする方が、暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者、その他反社会的勢力
であるとき。
 - (9) 宿泊しようとする方が、暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体である
とき。
 - (10) 宿泊しようとする方が法人で、その役員のうち暴力団員に該当する者であるとき
 - (11) 宿泊しようとする方が宿泊施設若しくは宿泊施設従業員に対し、暴力的要求行為を行ったとき。

(宿泊客の契約解除権)

第6条

- 1 宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2 当施設は、宿泊予約の申込者が、前項により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、次に掲
げるところにより、違約金を申し受けます。

(1) 予約の全部を取消された場合の取消料 (注) 数字は予約宿泊料金に対する取消料率 (%) です。

取り消し通知を受けた日		当日	前日	2日前	5日前	6日前	8日前
予約 申込 人数	14名まで	70	20	20			
	15名～30名まで	70	20	20	20		
	31名～50名まで	70	50	20	20	20	10

(2) 予約の人数が減った場合の取消料

予約申込人数	取消人数	予約申込人数に対して最終的に泊まる人の割合	取消料
50名以下の場合	20%以内のとき		無料
	20%を超えるもの	50%未満のとき	20%以上の人員について上記表の相当額
		50%以上のとき	20%以上の人員について上記表相当額の30%

3 当施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻の明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は申込者により解除されたものとみなし、処理することがあります。

4 前項の規定により解除されたものとみなした場合において、宿泊客が、その連絡をしないで到着しなかったことが列車、航空機等公共の運輸機関の不着又は遅延その他宿泊客の責めに帰さない理由によるものであることを証明したときは、第1項の違約金はいただきません。

5 当施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当施設が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときをのぞきます。)は、違約金を申し受けます。ただし、当施設が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について、当施設が宿泊客に告知したときに限ります。

(当施設の契約解除権)

第7条

1 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することが出来ます。

(1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

(2) 宿泊客が伝染病患者であると明らかに認められるとき。

(3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

(4) 天災など不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

(5) 宿泊しようとする方が、泥酔などで他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす恐れがあると認められたとき。あるいは宿泊客が他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(6) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則の禁止事項に従わないとき。

(7) 宿泊客が暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。

(8) 宿泊しようとする方が、暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であると判

明したとき。

(9) 宿泊しようとする方が法人で、その役員のうち暴力団員に該当する者である判明したとき

(10) 宿泊客が宿泊施設若しくは宿泊施設従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき。

2 当施設は、前項の規定により宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービスなどの料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第8条

1 宿泊客は、宿泊日当日当施設のフロントにおいて次の事項を登録していただきます。

(1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業

(2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日（パスポートのコピー）

(3) 出発日及び出発予定時刻

(4) その他当施設が必要と認めた事項

2 宿泊客が第 11 条の料金の支払いを、クレジットなど通貨に代わりえる方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第9条

1 宿泊客が当施設の客室をご利用いただく時刻（チェックインタイム）は午後 4 時 00 分とし、客室をあけていただく時刻（チェックアウトタイム）は午前 10 時 00 分とします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することが出来ます。

2. 当施設は、前項の規定にかかわらず、チェックアウトタイムを超えて客室の使用に応ずる場合があります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

(1) 30 分延長（8 畳）一律 500 円（税別）

(2) 午後 3 時迄（8 畳）一律 3,000 円（税別）

(3) 午後 4 時以降は、室料金の 100%

(営業時間等)

第10条

1 当施設の 1 階レストランの営業時間は次のとおりとします。

(1) 食事提供時間

1 朝食 午前 7 時 00 分から午前 9 時 30 分まで

2 昼食 午前 11 時 00 分から午後 3 時 00 分まで

3 夕食 午後 4 時 00 分から午後 9 時 00 分まで（オーダーストップ午後 8 時 00 分）

2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時変更することがあります。

(料金の支払い)

第 11 条

- 1 料金の支払いは、通貨又は当施設が認めたクレジットカード・電子マネーにより、宿泊客の出発の際、又は当施設が請求したときフロントにおいて行っていただきます。
- 2 宿泊客が客室の使用を開始したのち任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

(利用規則の遵守)

第 12 条

宿泊客は、当施設内において、当施設が定めて施設内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(宿泊継続の拒絶)

第 13 条

当施設は、お引受けした宿泊期間中といえども、次の場合には宿泊の継続をお断りすることがあります。

- (1) 第 5 条第 3 号から第 11 号までに該当することとなったとき
- (2) 前条の利用規則に従わないとき

(当施設の責任)

第 14 条

- 1 当施設の宿泊に関する責任は、宿泊客が当施設のフロントにおいて宿泊の登録を行ったとき（チェックイン）に始まり、宿泊客が出発するため客室をあけフロントにおいて料金の精算をし、ルームキーを返却したとき（チェックアウト）に終わります。
- 2 当施設は、宿泊契約及びこれに関する契約の履行にあたり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
- 3 当施設は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第 15 条 当施設は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、出来る限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

2. 当施設は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当施設の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第 16 条

宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損などの損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当施設は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当施設がその種類及び価額の申告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当施設は 15 万円を限度としてその損害を賠償します。

2. 宿泊客が、当施設内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当施設(館)の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じた場合、当施設は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の申告のなかったものについては、当施設に故意又は重大な過失がある場合を除き、15 万円を限度として当施設はその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第 17 条

1 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当施設に到着した場合は、その到着前に当施設が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡します。

2 宿泊客がチェックアウトした後、宿泊客の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当施設は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

3 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当施設の責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

第 18 条 宿泊客が当施設の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

ただし、駐車場の管理に当たり、当施設の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第 19 条

宿泊客の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

(個人情報の取扱い)

第 20 条

当施設では、お客様から提供される個人情報について、当施設のプライバシーポリシーに則り、適切に取扱います。

(免責事項)

第 21 条

当施設内からのコンピューター通信のご利用にあたりましては、お客様ご自身の責任にて行うものいたします。コンピューター通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当施設は一切の責任を負いません。また、コンピューター通信のご利用に当社が不適切と判断した行為により、当施設および第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。

(準拠法、合意管轄裁判所)

第 23 条

当施設と宿泊客との間の宿泊契約に関する紛争は、日本法を準拠法とし、当施設を経営又は運営する会社の本店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別表 1 宿泊料金等の算定方法 (第 2 条第 1 項関係)

	内訳	
う べ き 総 額 宿 泊 客 が 支 払	宿泊料金	(1)基本宿泊料(室料)
	追加料金	(2)飲食料及びその他の利用料金
	税金	イ 消費税

備考 1 基本宿泊料は、当施設に掲示する料金表によります。

備考 2 季節・宿泊プランにより子供料金を設定することがあります。この場合適当な方法をもってお知らせします。尚、子供料金は小学生以下に適用いたします。